

## アジア主要都市の投資関連コストの比較（未定稿）

（単位：米ドル）

	横浜	ソウル	北京	香港	台北	シンガポール	バンコク	ジャカルタ	マニラ	クアラルンプール
<b>賃金</b>										
・ ワーカー（一般工）	2,518	966~1,520	63~178	892~2,793	749~1,308	462	163	108	150	208
・ エンジニア（中堅技術者）	3,258~4,113	1,110~1,400	144~268	1,937~3,045	1,210~1,631	1,282	296	205	237	710
<b>地価・事務所賃料等（㎡あたり）</b>										
・ 工業団地購入価格	1,409~1,492	n. a	72.49	243.53	1,180	119~569	51.78	45~60	65.54	49~99
・ 工業団地借料（月額）	n. a	0.02	3.62~7.25	n. a	4.26	0.66~2.75	4.60	3.80~4.10	4.50~5.00	n. a
・ 事務所賃料（月額）	30.39	38.07	37.00	17.93~38.63	23.57	45.77	10.13	14.00~20.00	7.49	15.58~17.00
<b>通信費</b>										
・ 電話架設料	603.40	49.69	28.39	60.88	86.43	17.02	85.16	49.94	65.54	160.53
・ 電話基本料金月額	21.55	4.31	3.02	16.51	8.50~10.52	7.09	2.30	5.12	24.34	11.84
<b>公共料金（業務用）</b>										
・ 電気料金（kWhあたり）	0.07~0.08	0.04	0.05~0.09	0.13~0.14	0.045~0.048	0.07	0.04	0.04	0.03~0.04	0.05
・ 水道料金（㎡あたり）	0.36~3.39	0.66~1.04	0.31	0.59~1.40	0.20~0.33	1.03~1.32	0.22~0.36	0.58	0.17~0.20	0.47
<b>税率（％）</b>										
・ 法人所得税（国税）	30	15~27	33	16	15~25	22	30	10~30	32	28
・ 付加価値税	5	10	17	—	5	4	7	10	10	—
<b>社会保険料（％）</b>										
・ 雇用者分	厚生年金： 8.675 組合健保： 4.8 介護保険： 約 0.5 雇用保険： 1.05	国民健康保険： 1.7 雇用保険： 0.9 国民年金： 4.5 産業災害補償： 1.67	年金： 19.0 医療保険： 9.0 雇用保険： 1.5 その他： 0.2~1.9	5.0	健康保険： 4.9 労工保険： 4.8	16.0	3.0	労災保険： 0.24~1.74 年金： 3.7 死亡保険： 0.3 健康保険： 3.0	社会保障制度： 5.21 被雇用者補償： 1.0	11.0
・ 被雇用者分	厚生年金： 8.675 組合健保： 3.751 介護保険： 約 0.5 雇用保険： 0.7	国民健康保険： 1.7 雇用保険： 0.5 国民年金： 4.5	年金： 7.0 医療保険： 2.0 雇用保険： 0.5	5.0	健康保険： 1.4 労工保険： 1.3	20.0	3.0	2.0	社会保障制度： 3.33	10.0

（資料）税率以外の項目については、日本貿易振興会「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較（2002年11月調査）」による。税率については、2003年1月現在の各国税法による。

（注）中国の法人税率については、税率33%のうち30%が中央政府へ、3%が地方政府へ配分されている。

## 主要国における法人企業に対する課税の概要

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
課税の概要	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社等の法人は、法人税が課税される。	州法に準拠して設立された法人は、原則として法人税が課税される。LLC等の一定の法人は、持分割合等に応じた構成員課税を選択することができる。	株式会社、有限会社は、法人税が課税される。	株式会社、株式合資会社、有限会社は、法人税が課税される。	株式会社、株式合資会社、有限会社は、法人税が課税される。
(小規模法人企業等に対する例外規定)	—————	一定の小規模法人(S法人)は、持分割合に応じた構成員課税を選択することができる。	—————	(合資会社、合名会社等(人的会社)は、法人格を有しておらず、持分割合に応じた構成員課税が行われる。)	合資会社、合名会社等(人的会社)は、持分割合に応じた構成員課税が行われる。ただし、法人課税を選択することもできる。
法人税の課税対象企業数	253.7 万社 (2000年度)	236.5 万社 (2001年)	69.8 万社 (2000年)	63.7 万社 (1995年)	110.4 万社 (2001年)

(注) 法人税の課税対象企業数は、日本は内国普通法人数(清算中等の法人を除く。)、アメリカは法人税申告書(Form1120及び1120A)の提出数(個人所得課税を選択したS法人数は、302.3万社)、イギリスは法人税申告書数、ドイツは法人税申告書数(機関会社を除く。)による。

規制改革推進3か年計画（改定）（平成14年3月29日閣議決定）のフォローアップ結果

1 法務関係

イ 商法・民法の見直し

規制改革推進3か年計画（改定）（平成14年3月29日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
⑮私法上の事業組織形態の検討（法務省、財務省）	合理的かつ健全な私法上の事業組織形態の在り方について、私法上の問題点の整理と検討を開始するとともに、併せて税法上の取扱いも検討する。		検討開始		○（法務省）私法上の問題点については、平成17年の法案提出を目途とする商法の現代化の作業の中で検討中。	

（平成15年3月31日現在）